平成２５年（フ）第３１６号
大分市大字上戸次3494番地
債務者　藤田　　学
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目３番地　市営住宅Ｂ２－３－４、前住所青森県八戸市吹上４丁目10番32号　コーポひまわり８号室
債務者　川村貴美代
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
青森県上北郡東北町字内蛯沢道ノ上13番地16
債務者　浜田ゆかり
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２８号
愛知県春日井市鳥居松町１丁目278番地２
債務者　塚田　文雄
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２６４号
愛知県北名古屋市徳重土部54番地　メゾン井上102号
債務者　垂水　陽子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４号
和歌山県有田郡広川町大字広226番地２
債務者　湯之前正孝
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２６号
和歌山市園部1425番地７、住民票上の住所和歌山市園部1425番地の４
債務者　高倉由香里
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３０号
和歌山市山吹丁９番地　ナチュラルパーク202
債務者　ＲＯＳＥＡ　ＴＡＬＥＲこと　箕嶋佐江
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３８号
和歌山県海南市下津町下津237番地、住民票上の住所和歌山県海南市下津町下津238番地
債務者　堀田　　敦
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４３号
和歌山県有田郡有田川町大字熊井350番地道上方
債務者　庵上多美子（旧姓道上）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４４号
和歌山市南出島58番地の１　サンズパークⅢ102
債務者　門田　竜一
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７０号
和歌山市野崎154番地の５　メゾン南方101
債務者　穂園　順子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８１号
和歌山市紀三井寺672番地　ドエル紀三井寺408
債務者　苑田　　浩
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７３３号
大阪府高槻市津之江町１丁目61番４号
債務者　松浦　宏明
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６１号
大阪府豊中市新千里南町３丁目６番Ａ３－501号
債務者　上田スエノ
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７６号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目17番２号　サンハート南茨木504号
債務者　亀山　盛厚
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３９２号
大阪府摂津市庄屋２丁目８番６号　ハイツ正雀ロッヂ２Ｃ号室、住民票上の住所大阪府摂津市正雀３丁目４番９号
債務者　今村　隆文
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部